

虐待防止委員会規程

(目的)

第1条 本規程は社会福祉法人 鶴寿会の各施設における虐待の防止とその適切な対応(以下「虐待防止」という)の推進に努め、利用者の安全と人権を擁護することを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 委員会は次のとおりとする。

- 1) 委員は、必要のある員数とし、各事業管理者、教育・介護力向上委員会、身体拘束・事故対策委員会からそれぞれ1名、その他必要とされる者を理事長が任命する。
- 2) 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3) 委員長は理事長が任命する者とし、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 4) 委員長が事故ある時は副委員長が職務を代理する。
- 5) 委員には、虐待対応規程に定める第三者委員を加えることが出来る

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催を次のとおりとする。

- 1) 委員会は、年1回の定例会を開催するものとし、委員長が召集する。
- 2) 臨時として、虐待の通報受付時等に委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- 1) 職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- 2) 虐待や虐待通報があるとき、又は、虐待のおそれがあるときは、虐待防止責任者と連携を持って、虐待防止委員会において対応する。
- 3) 教育・介護力向上委員会と日程の調整を行い、虐待防止に係る研修を年2回以上行うこととする。
- 4) 身体拘束・事故対策委員会の事例検討により、事故等の問題が虐待につながるような場合は、「虐待対応規程」第5条に定める「虐待対応責任者」と連携を持って虐待防止委員会において対応する。

(委員会の責務)

第5条

- 1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
- 2) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求め、指導することとする。
- 3) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者虐待のおそれのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

(附則)

- 1) 本規程は平成29年4月1日より施行する。